

## 重要事項説明についての確認書

重要事項のご確認となりますので、必ずお読みいただいた上でチェックをお願いいたします。  
※この確認書はすべての方の申請に必要な書類となりますので、申請の際には必ずご提出をお願いいたします。

### ○申請手続き上の確認事項

		チェック欄
1	入所調整に必要な書類はそろっていますか。 ※書類の提出がない場合は、保育の必要な事由の確認ができないため、申請受付することができません。	
2	申請内容は事実と合っていますか。また、重要事項（就労状況や家族構成、お子様の健康・発育上気になる点等）についても記載・申告していますか。 ※虚偽の申告や故意に申告しなかった場合は、入所取り消しになる場合があります。	

### ○事前にご了承いただきたい重要事項

		チェック欄
1	入所が内定した場合、入所日前日までに各保育施設での入所前健康診断等、所定の手続きが必要になります。※当該手続きを完了されない場合は、内定取り消しになる場合があります。	
2	職場が変更となったり、休業中の方が仕事に復帰した場合は、「就労証明書」のご提出をお願いいたします。	
3	求職中で入所が決定した場合、入所後概ね2か月以内に「就労証明書」のご提出が必要になります。入所後就職が決まらない場合は、原則退所となります。	
4	送迎は、各保育施設が定める開所時間内に行ってください。	
5	入所後、家庭状況（出産、結婚、離婚等）に変更が生じた場合は、速やかにこども課で必要な手続きを行ってください。	
6	保育の必要な事由がなくなった場合（退職、病気全快等）はその時点で退所となります。	
7	入所後、一定期間保育施設の利用がない場合「保育が必要な状態」ではないと判断し、原則退所となります。なお、特別な事情により通所ができないと判断される場合、休所期間は概ね1か月となります。ただし、その間も在籍扱いになりますので、保育料のご負担は生じます。	
8	保育料は、各保育施設で定められた納期限までにお支払いください。	
9	保育料に滞納がある場合、自宅・職場等への訪問徴収や連帯保証人への請求他、預貯金や給与、財産差し押さえ等滞納処分の対象になります。	

以上のことについて確認し、了承しました。

年        月        日

保護者氏名

児童氏名